



令和8年3月31日をもって スマイルポイント新規手帳発行終了

長久手市社会福祉協議会(福祉の家)の窓口は終了
(4月1日からの手続きは市役所で)

- ★ 手帳更新・ポイント付与は
令和9年3月31日まで!!
- ★ ポイントの交換は
令和10年3月31日まで!!

事業登録者(手帳所持者)については、手帳の使用期限・ポイント有効期限を考慮し、一定の期間を設けて、手帳の更新、ポイント付与・交換を行います。



※新規事業登録(手帳発行)は令和8年4月1日以降できません。
※手帳更新・ポイント付与は事業終了1年後(令和9年3月31日)、
ポイント交換は事業終了2年後(令和10年3月31日)に終了します。

○貯めたポイントは、今までどおり10ポイント(2,000円相当)単位で交換でき、交換品は、QUOカード・図書カード・こども商品券から選べます(在庫状況により、ご希望にそえない場合があります)。

※1年間に交換できるポイントは、最大50ポイントまでです。

スマイルポイント経過措置期間の流れ 手帳更新・ポイント付与、ポイント交換

新規の事業登録(手帳発行)

令和8年3月31日まで

更新のみ手帳発行、
手帳所持者への
ポイント付与

令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで

ポイント交換

令和10年3月31日まで(終了)

※ポイントの交換をお忘れなく
※繰越ポイントの有効期限に
ご注意ください。

スマイルポイントQ & A

Q1 経過措置期間とは何ですか。

A1 事業廃止時点で、既にスマイルポイント事業に登録され、手帳をお持ちの方の手帳使用期限、ポイント有効期限を考慮し、ポイントが無効にならないようするため、一定の期間、従来の取扱いを行う期間を設けることです。
ただし、令和8年4月1日以降の新規受付はできません。



Q2 経過措置期間中に新規の登録（手帳発行）はできますか。

A2 新規の登録は受け付けできません。経過措置期間中は、既に事業登録を行い手帳を所持している方のみ手帳更新、活動に対するポイント付与、ポイント交換を行います。
新たに事業に参加（手帳発行）される場合は、令和8年3月31日までに新規事業登録を行っていただくことになります。

Q3 手帳の更新をせずポイントを貯め続けたらどうなりますか。

A3 経過措置期間中も、今までどおり手帳の使用期限後に付与されたポイントは無効となります。使用期限の2週間前から手帳の更新ができますので手帳の更新を忘れずにしてください。
※経過措置の対象は、既に事業登録を行い手帳を所持している方となります。



Q4 経過措置期間中のポイント交換に変更はありますか。

A4 今まで同様、10ポイント（2,000円相当）単位で交換となります。交換品についても変更はありません。
(QUOカード、図書カード、こども商品券から選ぶことができます。在庫状況により、ご希望にそえない場合があります)
※繰越ポイントの有効期限にご注意ください。
期限切れの場合はポイント交換できません。

Q5 10ポイントに満たないポイントはどうなりますか。

A5 10ポイントに満たない場合、ポイントの交換はできません。
残ポイントの精算は行いません。
有効期限日をもって失効となります。

問い合わせ先

- ◆ 長久手市役所福祉政策課 TEL:0561-56-0553 Fax:0561-63-2940
- ◆ 長久手市社会福祉協議会(※令和8年3月31日まで)
TEL:0561-62-4700 Fax:0561-64-3838